

地方独立行政法人市立吹田市民病院役員報酬規程現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現行	改正案(平成 28 年 3 月 25 日施行)	改正案(平成 28 年 4 月 1 日施行)
<p>(賞与)</p> <p>第7条 _____ 略 _____</p> <p>2 賞与の額は、第4項に定める賞与基礎額に、6月に支給する場合においては 100 分の <u>195</u>、12 月に支給する場合においては 100 分の <u>210</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員給与規程第 40 条に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(賞与)</p> <p>第7条 _____ 略 _____</p> <p>2 賞与の額は、第4項に定める賞与基礎額に、6月に支給する場合においては 100 分の <u>195</u>、12 月に支給する場合においては 100 分の <u>220</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員給与規程第 40 条に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則(平成 28 年 3 月 25 日)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 <u>この規程は、平成 28 年 3 月 25 日から施行する。</u></p> <p>2 <u>改正後の地方独立行政法人市立吹田市民病院役員報酬規程(以下「平成 28 年 3 月改正後役員報酬規程」という。)の規定は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(給与の内払)</u></p> <p>3 <u>平成 28 年 3 月改正後役員報酬規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、平成 28 年 3 月改正後役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。</u></p>	<p>(賞与)</p> <p>第7条 _____ 略 _____</p> <p>2 賞与の額は、第4項に定める賞与基礎額に、6月に支給する場合においては 100 分の <u>200</u>、12 月に支給する場合においては 100 分の <u>215</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員給与規程第 40 条に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則(平成 28 年 3 月 25 日)</u></p> <p><u>この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>